

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十九号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の項事務の欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同欄1中「規定による」の下に「鳥獣の管理の目的（」を、「目的」の下に「に限る。」を加える。

附 則

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。